久保田鐵工所 紛爭再燃

大阪市港區南高岸町久保田鐵工所では此程勞働時間の延長問題から紛擾を生じ五職の末遂に角從業なりず解決を見たが今回再び南高岸町の本工場職工が尼崎、西區恩加島兩分工場と氣脈を通じ密議の[illegible]愈々三工場から十八名の實行委員を選んで主久保田權四郎氏に[illegible]二日要求を出すこと〻なつた、要求の内容については實行委員間では二日提出するまでは絶對祕密に附してゐるが要求の主眼は工場委員制度の實施を飽くまで叫ばうといふにある元來同鐵工所の職工は事業主が請負つた仕事を請負して就業してゐるのであるが今後は職工側から代表委員を選出し事業主が請負ひに際し代表者を參與せしめよといふにある、其他步增し、臨時休業の場合は日給全額の支給、解雇手當の支給等を要求するらしい

大阪の久保田鐵工所

職工側の要求書提出

市港區南高岸町久保田鐵工所職工[illegible]は久しく紛擾中であつたが分工場の百五十名、尼ヶ崎工場の六十餘名は、同一の行動を取つて會社に對し、工場委員制度實施

解雇手當及び步增等

の要求を提出する事となつたが、會社はこれに先立て、四日朝職工の[illegible]發表すべく、其[illegible]實行委員に通達した（大阪電話）

職工に先手を打たうと優遇案を協議中

工場委員制度を眞向に要求を提出せんとして

見合せた久保田鐵工所職工

南區南高岸町久保田鐵工所職工四百[illegible]名が中心となり恩加島分工場一百五十名、尼ヶ崎分工[illegible]名の職工が呼應して[illegible]

要求案

を協議し[illegible]日提出の豫定であつた、要求條件を[illegible]步を進めて

一、工場委員制度の實施

一、解雇手當の增額

一、[illegible]分金[illegible]

一、臨時休業の場合は日給の全額支給

其付數件であるが、[illegible]でも近來頻發の勞働爭議に鑑み大電・藤永田・住友其他の解決條件を比較研究して

優遇法

を講究中であつたので、職工側が實行[illegible]八名を與けて交渉すること[illegible]聞き込んだ爲め昨夜來幹部會を開き協議を重ね職工の提出前に先手を打つて優遇案を發表する意嚮である、職工側でも

幹部の

意を汲み[illegible]提出を見合せたが[illegible]れば提出すること[illegible]し第一の要求案の委員制度を實施すれば職工に得意先からの[illegible]文を請負に參與させねばならぬ事になるから果して資本主が[illegible]するか何うか判らぬが其他の要求は圓滿に解決するであらう

久保田鐵工 投票で決る

要求書提出の可否

動搖しつ〻ある市内南區北高岸町久保田鐵工所の職工は全二日職工實行委員の協議會を開き工場主に對し要求を提出するや否やを投票に依りて決定する事となつた

久保田鐵工の新要求書

大阪市南區高岸町久保田鐵工所職工は久しく紛擾中であつたが分工場の百五十名、尼ヶ崎工場の六十餘名は、同一の行動を取つて會社に對し、工場委員制度實施解雇手當及び步增等の要求書を提出する事となつたが、會社は之に先立て四日朝職工の待遇案を發表すべく、其旨實行委員に通達した（大阪電話）

久保田鐵工所は先手を打つ 職工優遇案を出す

二日調査完了、近日發表

職工側はその上で對策講究

大阪市南區高岸町久保田鐵工所の全職工[illegible]名の實行委員[illegible]して委員制度の實施其他[illegible]勞働條件を二日要求する事になつたことは既報の通りであるが、鐵工所では既に大電藤永田住友三工場の爭議に鑑み職工優遇案につき幹部會議を屢々開いてコレが對策に協議を重ねて居たので前記職工の要求に先手を打つて取敢ず優遇案を作成しつ〻あるから數日の中に發表する旨を實行委員に告げたので實行委員側は事業主が既に優遇案を發表する以上は敢て二日を期し要求を提出せずとも該優遇案を見た上で對策を講ずる事になつた

久保田鐵工優遇案

會社側先手を打つ

大阪市南區高岸町久保田鐵工所本工場の職工は尼崎、西區恩加島兩分工場の職工と提携し[illegible]二日所主に對し工場委員制度の[illegible]其他の要求書を提出す[illegible]中會社側で形勢を察し他會社の如く爭議とならざる以前に圓滿に解決せんと職工長等の諒解を得て優遇案の作成に着手した爲め職工側も會社の誠意を認めて要求を提出せざること〻なつた

優遇案は既に調査を了つたので三日幹部會を開いて決定すべく發表まで祕密にして居るが内容は工場委員制度の實施、解雇手當、退職手當の增額で大體職工側の要求を九分通りまで容れたもので四日一般に發表するさうである

久保田鐵工所 によつて又運動

待遇改善

案を發表す

大阪市南區高岸町の久保田鐵工所にては、職工の動搖を防がん爲め[illegible]として一時を糊塗して居たが容易に其效を見ざるより、職工側は四日正午の休憩時に、八百名全部の連判狀を作り、神山外六名の實行委員は工場委員制度の實施、解雇手當[illegible]他十箇條の要求書を[illegible]工場の[illegible]に提出し、四十八時間以内に回答を得たしと申込んだが尼ヶ崎工場の一千百餘名も亦一兩日中に要求書を差出すべき模樣である、又西區石田町の相澤造船所は約一ヶ月になつて紛爭を重ね、職工連全部

同盟罷業

中であつたが、會社も遂に我を折つて團交權を認め、日給一割增の外、解雇手當も承認して圓滿に解決を告げ、四日より復業した（大阪電話）